

第 11 次登別市交通安全計画【概要版】



第 1 部 総 論

第 1 章 交通安全計画について

1 計画の目的・位置付け、期間

(1) 計画の目的・位置付け

人命尊重の理念のもと、交通事故のない社会を目指し、交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な施策の大綱を定め、これに基づいて各施策を推進していくことを目的とし、交通安全対策基本法第 26 条の規定に基づく計画

(2) 計画の期間

令和 4(2022)年度から令和 8(2026)年度までの5年間

2 計画の基本理念

基本理念 1 : 交通事故のない社会を目指して

基本理念 2 : 人優先の交通安全思想

基本理念 3 : 高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築

3 計画の推進

(1) 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進

(2) 地域ぐるみの交通安全対策の推進

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響の注視

第2章 道路交通事故の現状等

1 道路交通事故の現状

(1) 登別市内の人身事故発生件数(高速道路含む)

	発生件数(件)	死者数(人)	傷者数(人)
平成 23 年	145	1	174
平成 24 年	116	3	141
平成 25 年	136	1	169
平成 26 年	110	0	130
平成 27 年	120	1	145
平成 28 年	79	0	104
平成 29 年	64	2	81
平成 30 年	54	1	70
令和 元 年	56	0	73
令和 2 年	38	1	44

資料: 交通事故分析表

(2) 登別市内での月別人身事故発生件数(高速道路含む)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	計
1月	24	16	18	13	19	9	3	2	4	4	112
2月	15	19	16	4	7	9	8	8	6	5	97
3月	13	9	12	6	17	10	5	3	7	3	85
4月	11	9	8	5	10	6	5	5	3	2	64
5月	5	7	10	9	5	6	4	5	6	0	57
6月	16	8	9	11	7	2	7	4	5	3	72
7月	7	6	9	8	11	2	6	6	6	4	65
8月	11	9	8	11	8	6	6	7	4	3	73
9月	11	5	10	10	10	7	2	3	7	3	68
10月	8	5	16	12	8	7	6	3	1	6	72
11月	12	9	11	10	10	9	7	3	4	2	77
12月	12	14	9	11	8	6	5	5	3	3	76
計	145	116	136	110	120	79	64	54	56	38	918

資料: 一般社団法人室蘭交通安全協会・室蘭地区安全運転管理者協会発行「交通事故のあらまし」、交通事故分析表

第3章 第11次登別市交通安全計画における目標

1 道路交通の安全についての目標

- (1)第11次期間中、24時間交通事故死者数ゼロを目指す。
- (2)第11次期間中、毎年、人身事故発生件数40件以下を目指す。

2 飲酒運転の根絶についての目標

第11次期間中、飲酒運転を伴う交通事故件数ゼロを目指す。

3 踏切道における交通の安全についての目標

第11次期間中、踏切道における交通事故件数ゼロを継続する。

第4章 施策の重点課題

1 高齢化社会を踏まえた総合的な対策

登別市内で高齢者が第一当事者となっている人身事故の状況

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
発生件数	145	116	136	110	120	79	64	54	56	38
第一当事者 65歳以上	33	21	34	26	26	16	21	23	21	15
比率(%)	22.8	18.1	25.0	23.6	21.7	20.3	32.8	42.6	37.5	39.5

資料:交通事故分析表を一部加工

2 飲酒運転の根絶

北海道と登別市内での飲酒運転事故発生件数

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
北海道	222	197	181	186	161	162	127	131	97	94
登別市	2	1	1	1	2	0	2	2	0	2

資料:飲酒運転が伴う交通事故実態(北海道警察本部交通企画課)、交通事故統計分析表

3 スピードダウン

4 自転車の安全利用

5 生活道路における安全確保

6 踏切道における交通安全対策

7 冬季における陸上交通の安全

第2部 推進する施策

第1章 道路交通の安全

施策の方向	推進施策
1 道路交通環境の整備	(1)人優先の安全・安心な歩行空間の整備 (2)高齢者等の移動手段の確保・充実 (3)交通需要マネジメントの推進 (4)災害に備えた道路交通環境の整備 (5)冬季道路交通環境の整備
2 交通安全思想の普及徹底	(1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 (2)効果的な交通安全教育の推進 (3)交通安全に関する普及啓発活動の推進 (4)地域における交通安全活動への参加・協働の推進
3 車両の安全性の確保	(1)高齢運転者への安全対策の推進 (2)自転車の安全性の確保
4 救助・救急活動の充実	(1)救助・救急体制の整備 (2)救助・救急資機材等の装備の充実
5 被害者支援の充実と推進	(1)被害者等の支援の充実 (2)被害者等の支援の推進

第2章 踏切道における交通の安全

踏切道における交通の安全と円滑化、踏切道を通行する者に対する交通安全意識の向上

第3部 計画の推進体制

1 計画等の作成

- (1)登別市交通安全計画実施計画の策定
- (2)月別交通安全運動実施計画の策定

2 計画の推進体制

- (1)新型コロナウイルス感染症への対応
- (2)突発的な重大事案への対応